



埼玉県報

第139号
令和2年(2020年)
9月8日
火曜日

目次

告示

- 令和2年度砂利採取業務主任者試験の実施（環境政策課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 建設業法第29条第1項に基づく許可取消処分（建設管理課）
- 建設業法第29条第1項に基づく許可取消処分（建設管理課）
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定（道路環境課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 狭山都市計画に関する公聴会の中止（都市計画課）
- さいたま都市計画ごみ焼却ごみ処理場の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 幸手都市計画事業宮代和戸横町地区土地区画整理事業の規準及び事業計画変更（第1回）（市街地整備課）
- 大宮公園清掃・警備業務委託に関する落札者等の公示（大宮公園事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）

告 示

埼玉県告示第九百七十五号

砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定により、令和
二年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和二年九月八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 試験期日

令和二年十一月十三日（金）午前十時から十二時まで

二 試験場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目一番四号

埼玉会館七A会議室

三 受験手続

イ 受験願書の入手方法

埼玉県環境部環境政策課、各環境管理事務所並びに各地域振興センター及び
同事務所において、令和二年九月十一日（金）から配布する。

ロ 申込方法

受験願書等に必要事項を記入の上、簡易書留で郵送すること。

ハ 受付期間

令和二年九月二十八日（月）から十月十二日（月）まで（期間内消印有効）

四 受験願書の提出先

郵便番号三三〇―九三〇一 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 埼玉県

環境部環境政策課

五 試験手数料

八千円に相当する額の埼玉県収入証紙を受験願書に貼り付けて納付すること。

六 試験科目

イ 砂利の採取に関する法令

ロ 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項
を含む。）

告示

埼玉県告示第九百七十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年九月八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマダ電機テックランド戸田美女木店

埼玉県戸田市美女木七丁目十二番一号外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田昇

群馬県前橋市日吉町四丁目四十番地の十一

（変更後）株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田昇

群馬県高崎市栄町一番一号

ハ 変更年月日

平成二十年七月一日

ニ 届出年月日

令和二年七月十六日

二 縦覧期間

令和二年九月八日から令和三年一月八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年九月八日から令和三年一月八日まで

ロ 意見書提出先

告示

埼玉県告示第九百七十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年九月八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマダ電機テックランド戸田美女木店

埼玉県戸田市美女木七丁目十二番一号外

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 一四九台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 五〇台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 七か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 三か所 位置 図面省略

ハ 変更年月日

令和三年三月十七日

ニ 届出年月日

令和二年七月十六日

二 縦覧期間

令和二年九月八日から令和三年一月八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年九月八日から令和三年一月八日まで

ロ 意見書提出先

告示

埼玉県告示第九百七十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年九月八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマダ電機テックランド新座店

埼玉県入間郡三芳町竹間沢東十四―四外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）ヤマダ電機テックランド新座三芳店

埼玉県入間郡三芳町竹間沢東十四―四外

（変更後）ヤマダ電機テックランド新座店

埼玉県入間郡三芳町竹間沢東十四―四外

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては

代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田昇

群馬県前橋市日吉町四丁目四十番地の十一

（変更後）株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田昇

群馬県高崎市栄町一番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人

にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田昇

群馬県前橋市日吉町四丁目四十番地の十一

（変更後）株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田昇

群馬県高崎市栄町一番一号

ハ 変更年月日

令和二年七月十五日外

ニ 届出年月日

令和二年七月十六日

二 縦覧期間

令和二年九月八日から令和三年一月八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年九月八日から令和三年一月八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第九百七十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年九月八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマダ電機テックランド新座店

埼玉県入間郡三芳町竹間沢東十四―四外

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 一五九台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 五九台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 五か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 三か所 位置 図面省略

ハ 変更年月日

令和三年三月十七日

ニ 届出年月日

令和二年七月十六日

二 縦覧期間

令和二年九月八日から令和三年一月八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年九月八日から令和三年一月八日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第九百八十号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十九条第一項の規定により、許可を取り消したので、次のとおり公告する。

令和二年九月八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 処分をした年月日

令和二年九月二日

二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

イ 商号

小久保工業株式会社

ロ 主たる営業所の所在地

埼玉県比企郡川島町大字白井沼五百五十三番地四

ハ 代表者の氏名

大隅 利之

ニ 許可番号

埼玉県知事許可（般―二十七）第一一二九一号

三 処分の内容

法第二十九条第一項の規定に基づく許可の取消し

四 処分の原因となった事実

小久保工業株式会社は、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律違反及び道路交通法違反の罪により、さいたま地方裁判所川越支部から懲役三年（執行猶予五年）の判決を受け、平成二十八年一月二十二日、その刑が確定している。

このことは、法第八条第十二号（役員等のうちに第七号に該当する者のあるもの）の欠格要件に該当することから、法第二十九条第一項第二号に規定する許可の取消し事由に該当する。

告 示

埼玉県告示第九百八十一号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十九条第一項の規定により、許可を取り消したので、次のとおり公告する。

令和二年九月八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 処分をした年月日

令和二年九月二日

二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

イ 商号

加藤建設工業株式会社

ロ 主たる営業所の所在地

埼玉県八潮市大字大瀬千六百二十三番地

ハ 代表者の氏名

加藤 睦朗

ニ 許可番号

埼玉県知事許可（般―二十七）第一一七〇六号

三 処分の内容

法第二十九条第一項の規定に基づく許可の取消し

四 処分の原因となった事実

加藤建設工業株式会社の役員は、刑法違反の罪により、越谷簡易裁判所から罰金刑に処せられ、令和二年一月十日、その刑が確定している。

このことは、法第八条第十二号（役員等のうちに第八号に該当する者のあるもの）の欠格要件に該当することから、法第二十九条第一項第二号に規定する許可の取消し事由に該当する。

告示

埼玉県告示第九百八十二号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路として次のとおり指定した。

令和二年九月八日

埼玉県知事 大野 元 裕

道路の種類	路線名	区間
県道	鴻巣桶川さいたま線	埼玉県北本市北本二丁目二五七番地一地从先から埼玉県北本市本宿七丁目七五番地二地先まで

告 示

埼玉県告示第九百八十三号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和二年九月八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇一七―五二―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県朝霞市宮戸二丁目九三四番地 他二三筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 六百十三立方メートル

告 示

埼玉県告示第九百八十四号

令和二年八月十八日付け埼玉県告示第九百九号で告示した狭山都市計画に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

令和二年九月八日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第九百八十五号

さいたま市からさいたま都市計画ごみ焼却ごみ処理場の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和二年九月八日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第九百八十六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第十条第一項の規定により土地区画整理事業の規準及び事業計画の変更を認可したので、同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により公告する。

令和二年九月八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 施行者の名称

大和ハウス工業株式会社

二 事業施行期間

令和元年六月七日から令和五年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県南埼玉郡宮代町大字和戸字横町、字沖野山、字沖後及び字備中岐の各一部、大字国納字横町及び字八河内の各一部

四 土地区画整理事業の名称

幸手都市計画事業宮代和戸横町地区土地区画整理事業

五 事務所の所在地

東京都千代田区飯田橋三丁目十三番地一号

六 設立認可の年月日

令和元年六月七日

七 変更の内容

施行者を「宮代和戸横町地区土地区画整理事業共同施行者」から「大和ハウス工業株式会社」に変更する。

事務所の所在地を「埼玉県さいたま市北区盆栽町六十七番地二」から「東京都千代田区飯田橋三丁目十三番地一号」に変更する。

規約を規準に変更する。

八 変更認可の年月日

令和二年九月八日

告 示

埼玉県告示第九百八十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年九月八日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
大宮公園清掃・警備業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県大宮公園事務所総務管理担当 埼玉県さいたま市大宮区高鼻町4丁目
- 3 落札者を決定した日
令和2年8月28日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社昭和総合サービス 埼玉県さいたま市南区大字太田窪2745番地
- 5 落札金額
159,804,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和2年6月30日

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和二年九月八日

埼玉県越谷建築安全センター所長 志 村 宏

一 許可番号

令和二年九月二日

指令越建セ第三一〇〇四二号

二 検査済証番号

令和二年九月三日

越建セ第一八二一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字東三百六十番一、三百六十一番七、三百六十二番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町東姫宮二丁目五番十五号 ヴィア・ペトールカニ〇三号

佐藤 弘樹

告 示

埼玉県選管告示第二十九号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和二年九月八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

一 日時 令和二年九月十七日 午前十時

二 場所 選挙管理委員会室

三 議題

ア 埼玉県北川辺領土地改良区の定款変更の認可に係る定款中総代の選挙に関する規定に関して意見を述べることについて

イ その他